

平成28年度 町税の納付及び納期限

- *通知書は、固定資産税・軽自動車税は、5月10日(火)、町県民税は6月10日(金)にそれぞれ郵送します。
- *納期限までに納付、口座振替の方は預金口座の確認をお願いします。期限までに納付がない場合は、延滞金(利息)や督促手数料が発生しますのでご注意ください。
- *納付には全国各地のコンビニエンスストアまたは下記の金融機関で納付してください。

納付が可能な金融機関

南都銀行・りそな銀行・奈良県農業協同組合・近畿2府4県内のゆうちょ銀行または郵便局

月\科目	固定資産税(納期限)	軽自動車税(納期限)	町県民税(納期限)
5月	1期(5月31日)	全期(5月31日)	
6月			1期(6月30日)
7月	2期(8月1日)		
8月			
9月			2期(9月30日)
10月	3期(10月31日)		
11月			3期(11月30日)



(ご注意ください)

- ・納付書は、コンビニ各社との取り決めにより、ホッチキスで止めることは出来なくなりました。
- ・納付書(固定資産税、町県民税)は、1年分を一括して納付する「全期」と3回に分けて納付する「1期」「2期」「3期」の4枚で構成されています。
- 銀行やコンビニエンスストアでの納付に際して、誤って「全期」と「1、2、3期」の両方を一括して納付されるケースが増えています。お間違えのないようにお願いします。

軽自動車税の税率(額)変更のお知らせ

税制改正により、平成28年度から軽自動車税の税率(額)が変更となっています。
詳しくは、広報よしの2月号または5月10日発送予定の納税通知書に同封のチラシにてご確認ください。

奈良県からのお知らせ

自動車税の納期限は 5月31日(火)です

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売などの場合は使用者)に課税されます。

必ず納期限(5月31日)までに納付してください。納期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分(財産の差押え等)の対象となります。

金融機関や県税事務所の窓口だけでなく、コンビニ、ペイジー、インターネットを利用したクレジットカードでも納付ができます。詳しくは納税通知書に同封のチラシをご覧ください。

運輸支局での住所変更手続きが遅れている等の理由により、自動車税納税通知書が届いていない場合は、奈良県自動車税事務所(自動車税第一課 TEL0743(51)0081)へご連絡ください。

*住所変更された方や県外ナンバーの自動車をお持ちの方は運輸支局で速やかに変更登録の手続きをしてください。

納税相談窓口のご案内

月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)の午前8時30分～午後5時15分まで、町役場税務収納課で町税に関する納税相談をお受けしています。
相談は電話でもお受けします(ご相談内容によっては来庁をお願いする場合があります)。

- 場 所 税務収納課(1階 3番窓口)
- 取扱い税目 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

*相談にお越しの際は、印鑑・納税通知書をお持ちください。
納期限までに納めることができない場合には、そのまましておかないで早めにご相談ください。

お問い合わせ先 吉野町役場 税務収納課 TEL N T T…(32)3081(代)
IP直通…(39)9062

税理士による
無料税務相談

相続税、贈与税や所得税のことなどでお悩みの方はありませんか。近畿税理士会吉野支部の税理士による無料税務相談を開催します。予約制ですので、前日(午後4時)までに電話にてお申し込みください。

- ◆日 時 5月18日(水) 13時～15時の間
- ◆場 所 1人あたり30分以内
- ◆吉野町役場1階 第2相談室
- ◆予約・お問い合わせ先 吉野町役場 税務収納課

TEL N T T (32) 3081
IP直通 (39) 9062